

営業秘密侵害品の水際取締り手続きに係る経済産業省令の改正について
知的財産政策室

1. 背景

○ 平成27年の不正競争防止法改正により、営業秘密を不正に使用して生産した物（営業秘密侵害品）の譲渡・輸出入行為が民事規制・刑事規制の対象となった。

○ この改正を受けて、営業秘密侵害品を輸出入禁制品として、税関における差止め（水際取締り）の対象とする改正関税法が今通常国会で成立（※1）し、平成28年6月1日に施行されたところ。

※1 衆・可決（平成28年3月16日）、参・可決成立（同月29日）

○ 同法においては、営業秘密侵害の被害者が税関長に対して水際取締りを申立てようとする場合、その申立てに先立ち、

①その申立てに係る「物」が営業秘密侵害品であること、

②その申立てに係る「輸出入者」が主観要件を満たすこと（※2）

の2点を、経済産業大臣が認定する制度となっており、その詳細な手続きについて経済産業省令が定められた。

※2 その「物」について、営業秘密侵害品であることを知っていること、又は知らないことにつき重大な過失があること（悪意又は重過失）

2. 経済産業省令改正の内容

○ 本省令改正は、既存の「関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則」を改正し、営業秘密侵害品に係る経済産業大臣の認定に関する諸手続（申請書類、当事者等からの意見聴取手続等）を新設するものである。

